

はままつ広告景観賞2017

募集要項

1 目 的

優れた看板や店舗等を表彰することで、市民の暮らしに寄り添うまちなみ景観の向上を図る。
また、募集から表彰までの様々なプロセスにおいて、看板や店舗等の設計・施工、デザインに携わる制作者を始め、商業者、生活者、学生など、できるかぎり多様な人々に参加していただき、魅力的なまちづくりへの関心を高める。

2 主 催

はままつ広告景観賞実行委員会

3 応募方法

(1) 募集期間

平成29年5月1日(月)～平成29年6月30日(金) ※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 応募用紙

「はままつ広告景観賞2017応募用紙」に所定の事項を記入し、写真を貼付する。
応募用紙は、「はままつ広告景観賞2017」公式サイトからもダウンロード可。

【写真について】

- ・近景2枚以内(Lサイズ程度)：応募作品の看板やサイン全体を写したもの。
- ・遠景2枚以内(Lサイズ程度)：応募作品と周辺景観を一緒に写したもの。

(3) 応募先

はままつ広告景観賞実行委員会事務局(浜松市土地政策課内)

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL:053-457-2344 E-mail: tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時まで

郵送、Eメールの場合は、常時受付。

(4) その他

- ・応募書類一式は返却しない。
- ・自薦、他薦のどちらも可。

4 審 査

(1) 審査期間

平成29年7月～平成29年11月

(2) 審査方法

専門家等による審査委員会を設置し、一次審査(書類審査)、二次審査(現地審査)、最終審査を行う。なお、審査過程において、「はままつ広告景観賞2017」公式サイト等で市民投票を行い、投票結果は最終審査に反映させる。

(3) 審査項目

- ①広告物の機能、デザイン、メッセージ性
- ②周辺景観との関わり（調和、周辺に良い影響を与えるもの）
- ③付加価値（感性、影響・期待度）
- ④法令遵守

※審査に使用する評価シートは、「はままつ広告景観賞2017」公式サイトに掲載。

(4) 審査結果

平成29年12月頃までに、浜松市公式サイト等に掲載するとともに、報道発表を行う。

5 表彰

(1) 賞

- ①大賞 1点（最も優れたものを大賞とし表彰する。）
- ②部門賞 6点程度（優れたものの中から部門を設定し表彰する。）

(2) 受賞者

- ・ 広告主（店主、社長、オーナー等）
- ・ 関係者（広告物のデザイナー及び施工者、建築物の設計者及び施工者）

(3) 表彰式

平成30年1月頃、浜松市内にて開催する。

広告主には賞状と記念品、関係者には賞状、受賞作品の応募者には感謝状を授与。

6 その他

- ・ 応募の際に記載された個人情報、本事業以外に使用しない。なお、受賞作品については、応募者（自薦、他薦共）、受賞者及び受賞関係者の氏名等を公表する。
- ・ 受賞作品は、浜松市公式サイト等で紹介するほか、受賞作品集等の印刷物への掲載、イベント等でのパネル展示等により、積極的に広報活動を行う。

【問い合わせ】

はままつ広告景観賞実行委員会事務局（浜松市土地政策課内）

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL：053-457-2344 FAX：053-457-2601

E-mail: tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp